住居系土地利用 記入日：　　　年　　月　　日

【デザインの基本的考え方】

☞ ガイドラインP19

チェックリストの記入に当たっては、「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン」の該当ページを参照してください。

【記入例】

☞ ガイドラインP81

敷地とまちとの関係性チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地 | 戸田市 |
| 立地特性の読み解き | 対象地周辺の景観等について、読み取った結果を記入してください。（周辺のまち並みの特徴、道路や公園などの公共空間からの見え方、地域の歴史や営み　等）☞ ガイドラインP9 |
| 景観形成のコンセプト | 立地特性を読み解いた結果と、周辺との調和を考慮して、検討したコンセプトを記入してください。☞ ガイドラインP13 |
| 景観資源への配慮 | 敷地周辺に景観資源がある場合には、あてはまるテーマに応じた配慮のポイントを考慮して、具体的に配慮した点を記載してください。【あてはまるテーマ】　[ ]  水辺　　[ ]  緑　　[ ]  歴史・文化　　[ ]  人の集まる場所（印をつけてください）　　　[ ]  暮らし　　[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　）【具体的に配慮した点】☞ ガイドラインP14 |

項目ごとのチェックリスト

デザイン上特に配慮が望まれるものが、配慮事項としてあげてあります。項目を確認し、配慮した項目については印をつけてください。また、配慮した点や配慮できなかった点（その他留意した点）について、記入欄に具体的に記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| Ａ配置 | Ａ-１ まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する☞ ガイドラインP35 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　壁面の位置を隣の棟とそろえたり、一定のルールで配置する。[ ] 　遠くから見たときにまとまりのあるシルエットとなるよう、建物を配置する。[ ] 　適切な隣棟間隔や周囲に開かれたオープンスペースの確保など、ゆとりある景観に配慮した配置とする。 |
| Ａ-５ 駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする☞ ガイドラインP37 |
| [ ] 　緑で視線を遮蔽することによって駐車場を目立たないようにする。[ ] 　駐車場を建物の一部に取り込み、目立たないようにする。 |
| Ａ-６ 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する☞ ガイドラインP38 |
| [ ] 　通りに面した所に植栽スペースを設ける。[ ] 　隣地境界部に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生み出す。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| 形態意匠形態意匠形態意匠 | Ｂ外壁等 | Ｂ-１ 壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する☞ ガイドラインP39 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　マンション等の大規模な壁面は、雁行させたり色彩に変化をつけるなど、単調な連続を避ける。[ ] 　軒天や戸境壁等に高彩度色や色相の異なる色彩を用いることは避ける。[ ] 　壁面に複数の素材を使用する。 |
| Ｂ-５ まち並みに調和したデザインとする☞ ガイドラインP41 |
| [ ] 　周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。[ ] 　ベランダ・バルコニーの緑化に努める。[ ] 　ベランダ・バルコニーでは、物干しの金具の位置を工夫したり、不透視性の手すりやスクリーンを採用する等の配慮を行う。 |
| Ｂ-８ 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする☞ ガイドラインP44 |
| [ ] 　デザイン上のポイントとなるよう形状や色彩を工夫する。[ ] 　奥行きの感じられる空間とする。 |
| Ｂ-９ 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする　☞ ガイドラインP44 |
| [ ] 　形状や色彩を合わせるなど、建物本体との関連性を感じさせるデザインとする。 |
| Ｃ屋根 | Ｃ-１ 周辺の建物と調和するようデザインする☞ ガイドラインP45 |  |
| [ ] 　勾配屋根など住宅地に調和する屋根形状・色彩とする。[ ] 　屋上設備など突出する部分は、ルーバーで覆ったり壁を立ち上げるなどして、目立たないよう修景する。 |
| Ｄ屋外設備等 | Ｄ-１ 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する☞ ガイドラインP46 |  |
| [ ] 　ゴミ置き場や駐輪スペースは、建物と一体的な上屋を設ける、緑でカバーする等の修景をする。[ ] 　雨水管や手すり、フェンス等は目立たないよう、設置場所や色彩に配慮する。[ ] 　屋外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置する。 |
| Ｄ-２ 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る☞ ガイドラインP47 |
| [ ] 　外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。 |
| Ｅ外構・緑化等 | Ｅ-１ まち並みに表情を持たせるよう、敷地の接道部のデザインを工夫する☞ ガイドラインP48 |  |
| [ ] 　通りに面したオープンスペースや植栽を設ける。[ ] 　敷地のコーナー部はシンボルとなるようデザインを工夫する。[ ] 　塀・柵のデザイン等において、周辺と共通要素を持たせる。[ ] 　境界部は生け垣等の緑を用い、緑を連続させる。[ ] 　擁壁のきわ、階段部、壁の凸凹部などに緑を配し、アクセントとする。[ ] 　大小様々な樹木、紅葉する木や実のなる木などを植える。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| 形態意匠 | Ｅ外構・緑化等 | Ｅ-４ 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める☞ ガイドラインP50 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。 |
| Ｅ-５ 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る☞ ガイドラインP51 |
| [ ] 　既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。 |
| Ｆ色彩 | Ｆ-１ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する☞ ガイドラインP53 |  |
| [ ] 　部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。[ ] 　威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。 |
| Ｆ-２ 暖かみや落ち着きが感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る☞ ガイドラインP53 |
| [ ]  　YR（黄赤）系、Ｙ（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。[ ] 　木材など、素材の色彩をいかす。 |
| Ｇ夜間 照明 | Ｇ-１ 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する☞ ガイドラインP54 |  |
| [ ] 　暖かみを感じる色温度の低い光源を用いる。[ ] 　玄関周りや敷地外周部に照明を配置し、やすらぎのある夜間景観の演出に努める。 |
| Ｇ-２ 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く☞ ガイドラインP56 |
| [ ] 　法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。 |
| その他 | 上記の項目以外でも特に配慮した点があれば記入してください。 |